



すづか

発行/鈴鹿市農業委員会
編集/広報研修委員会
TEL382-9018



女性農業委員の活動を報告します

公民館で地産地消を推進しました

地産地消の推進事業として、6月から8月にかけて「五平餅作り教室」と「げんこつ飴作り教室」が豊田栄美子農業委員を講師として神戸・長太・飯野公民館で開催されました。

豊田委員は鈴鹿市の農業の現状や地産地消についての話を交えながら、鈴鹿産の米を使った五平餅やきな粉を使ったげんこつ飴の作り方を説明しました。

コロナ感染防止対策のため、会場での飲食は出来ませんでしたが、参加者は力を合わせて五平餅やげんこつ飴を作り、持ち帰られました。



五平餅作り

小学校で地域の農業を紹介しました

7月15日に椿小学校で、6年生を対象に地域の農業についての授業があり、地元の茶農家である上田みね子農業委員・正光さんご夫婦が話をしました。

椿地区でのお茶の歴史やお茶をとりまく現状について説明をしたほか、今までで大変だったことや、なぜお茶農家になったのかなどの話もされていました。



令和4年度農業者年金「加入推進部長及び女性農業委員」等合同特別研修会に参加しました

7月21日に三重県総合文化センターで農業者年金の合同特別研修会が、三重県農業会議、独立行政法人農業者年金基金、三重県農業協同組合中央会の共催で開催され、豊田栄美子農業委員と上田みね子農業委員の2名が出席しました。

農業者年金基金石垣理事から「農業者年金をめぐる情勢について」と題し、農業者年金の現状、加入推進活動事例等を説明していただきました。また、加入推進についてグループディスカッションを行いました。



耕作放棄地

～地域ぐるみで貴重な農地を守りましょう!～

農地を適切に管理しないまま放置すると、雑草の繁茂や病害虫の発生、有害鳥獣の進入・繁殖、ゴミの不法投棄や火災の原因になり、周辺の農地はもとより、生活環境に悪影響を及ぼすことになります。

また、一度耕作をやめて数年経てば、農地の原形を失うほど荒れてしまい、再生するには多くの労力が必要となります。



農業委員会では、毎年、農地の利用状況調査(農地パトロール)を行い、耕作放棄地の発生防止・解消に向けての取組を行っています。今年も7月から8月にかけて、市内全23地区の農業委員会地区委員会が中心となって実施しました。



雑草が繁茂した農地



耕作放棄地の発生防止・解消には地域ぐるみの取組が重要です。地域の方々の間で有効活用を図ることで、安心安全な農地の活用ができます。

今後、ご自分で耕作ができなくなると思われる場合は、一度、農地利用最適化推進委員、農業委員、農業委員会地区委員にご相談ください。

農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員は令和5年7月19日で任期満了となります。任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者の募集期間を令和5年1月に設定する予定です。

詳しい募集方法・募集期間等は令和4年12月に広報すずか及び鈴鹿市ホームページに掲載しますのでご覧いただくか、農業委員会事務局へお問い合わせください。

農業委員の主な業務

- 農地の権利移動の許可及び農地転用の審査業務
- 農地利用最適化推進委員と連携した、農地利用の最適化の推進
- 人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いへの参加

農地利用最適化推進委員の主な業務

- 農地利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)に関する現場活動
- 人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いへの参加



農林水産課からのお知らせ

農地中間管理事業を活用しましょう!

農地中間管理事業は、農地中間管理機構（三重県農林水産支援センター）が出し手農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を進める担い手農家等へ貸し付ける制度です。



農地を貸したい方

- 経営規模縮小を考えている方
- 農業経営のリタイアを考えている方

農地の借受



農地中間管理機構 (三重県農林水産支援センター)

農地の貸付



農地を借りたい方

- 経営規模拡大を目指す方
- 新規に農業参入を目指す方

出し手農家のメリット

- 賃借料がある場合は、機構がまとめてお支払いします。
- 契約期間終了後は、農地はお手元に戻ります。また、継続して貸付を行うこともできます。
- 贈与税・相続税の納税猶予はそのままです。
- 要件を満たせば機構集積協力金の支援が受けられます。

担い手農家のメリット

- 農地の集積化により、担い手はまとまった農地を耕作でき、農作業の効率がアップします。
- 出し手が多数いても、契約は中間管理機構とだけなので、賃借料の支払い等の事務が軽減されます。



対象農地は、農業振興地域内の耕作可能な農地等で、借受を希望する担い手農家等がみえる地域に限ります。

また、三重県から示された農地中間管理事業の推進についての考え方方に適合する地域において事業を実施します。

公益財団法人 三重県農林水産支援センター（農地中間管理機構）

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町530番地

TEL 0598-48-1228 / 0598-48-1229 FAX 0598-42-8221

ホームページ <https://nouchi-mie.jp/>



こまめに消灯しましょう！

農業委員会からのお知らせ

「農業者年金」に加入しませんか

◎農業者なら広く加入できます。

20歳以上60歳未満で、年間60日以上農業に従事する国民年金第1号被保険者であれば誰でも加入できます。また、60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者も加入できます。



農業者としての加入要件は年間農業従事日数だけで、次のような方が加入できます。

- 農業経営者・自営業との兼業農家とその配偶者、後継者とその配偶者
- 農業従事者・農家のパートの方
- 農地の権利名義を持たない畜産農業者・園芸施設等農業者

※加入と脱退は任意で、再加入も可能です。

(脱退された場合、脱退一時金はなく、それまで支払った保険料と年金裁定までの間の運用益分を加入期間にかかわらず、将来年金として支給されます。)

★詳しくは農業委員会事務局又はお近くのJAまで

農作業後の道路への落土について



トラクターなどの農機具についた土は、道路に出る前に、ほ場内で取り除き、道路へ落とさないようにしましょう。

道路に落ちた泥や土のかたまりは、道路を汚すだけでなく、歩行者や自転車の通行の妨げになり、車の走行においても大変危険です。

全国農業新聞を読みませんか

- ◎農家のための農業経営や最新情報を発信しています
 - ◎発行日は毎週金曜日(月4回) ◎購読料は1ヶ月700円(送料込み)
- ★お申込みは農業委員会事務局まで



編集後記

6月中に梅雨明けとなったものの、その後は局地的な大雨が降り、8月には35度を超える日もありましたが、秋風が心地よい季節となりました。

地産地消の推進事業で行われた「五平餅作り教室」と「げんこつ飴作り教室」は、新型コロナ感染防止対策のため持ち帰りとなりましたが、3年ぶりの開催とのことで参加者は楽しそうに作業をしていました。